

# 子育て安心プラン等を踏まえた基本指針の改正

## 改正の背景

- 子育て安心プランにより、待機児童を解消するためには必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度までの2年間で確保した上で、平成32年度末までに、平成34年度末までの5年間で25～44歳の女性の就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備することとされた。
- 新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)において、子育て安心プランを前倒しし、平成32年度末までに約32万人分の受け皿を整備することとされた。

## 改正の内容

### (1) 子育て安心プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について

- ① 子育て安心プランを踏まえ、量の見込み(必要利用定員総数)を定めるとともに、それぞれ必要となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。
- ② 企業主導型保育について、地域枠を市町村の利用者支援の対象とする場合には、保育の確保の内容に含めて差し支えないこと。  
③ 幼稚園において、預かり保育の充実(長時間化・通年化)により、保育を必要とする子どもとの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められると認定子どもとの保育の確保の内容に含めること。  
また、「子育て安心プラン」に基づく一時預かり事業(幼稚園型)による2歳児受入れや幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業による0～2歳児受入れを行う場合には、3号認定子どもとの保育の確保の内容に含めることができる。  
このため、都道府県と市町村が連携して、事業者との情報交換・意見交換を十分に行った上で、積極的な対応を検討すること。
- ④ 必要利用定員総数が、翌年度>今年度の場合には、認可に係る需給調整において、翌年度の必要利用定員総数に基づき行うこと。

### (2) 国家戦略特別区域法の改正を踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について

- 国家戦略特別区域における小規模保育事業を2号認定子どもとの保育の確保の内容に含めること。

# 基本指針の改正方針案について

基本指針の改正について、必要に応じ再度ご議論いただいた上で、6月を目途に予定している。

## 改正を検討中の主な項目

(1) 市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について、制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の事項について追記。

- ・ 幼児教育・保育の質の向上に資するよう、①市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、②都道府県は、幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。(第二の一関係)
- ・ 保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。(第三の二2(二)(1)関係)
- ・ 国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の児などの外国につながる児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受け入れに資するような配慮を行うこと。(第三の二2(二)(1)関係)
- ・ 地域子ども・子育て支援事業についても、市町村支援事業計画の中間年の見直しの要否の基準となること。(第三の六3関係)

(2) 平成28年の児童福祉法改正等による社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正に関する事項について見直し。

- ・ 平成28年の児童福祉法等の改正、「都道府県社会的養育推進計画策定要領」(平成30年7月6日・厚生労働省子ども家庭局長通知)、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する閣議決定)等の反映(第三の三2(一)、四5(一)・(二)関係)

## 改正を検討中の主な項目(続き)

(3) 新・放課後子ども総合プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について追記。(第三の一6、別表第三の三関係)

※ これらその他、第198回国会(常会)に提出予定の幼児教育無償化に係る子ども・子育て支援法の改正法案の内容を踏まえた改正を今後検討。

### 参考

#### ○子ども・子育て支援法(平24法65)

##### (基本指針)

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他の子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保並びに地域子ども・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項  
当たつて参照その他当該市町村子ども・子育て支援事業標準その他の標準を踏まえた改正を検討する事項

三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3・4 (略)

# 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

（平成28年5月27日成立・6月3日公布）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図ることを目的とし、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の所要の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

### 2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

### 3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

### 4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

#### （検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

改正日期

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）

## 目次

I.はじめに	1
II. 基本的な考え方	1
III. 少子化克服に向けた具体的な対応方針	2
1. 子育ての支え手の輪を広げる	2
(1) 子育ての支え手の多様化	2
(2) 子育てに伴う様々な行事や活動の在り方の工夫	4
(3) 子育てと仕事の両立の希望をかなえる職場環境づくり	4
2. 「子育てに寄り添うまちづくり」を応援する	5
3. 子育て世帯をやさしく包む社会づくり	6
4. 結婚、妊娠、出産段階から切れ目なく支援する	7
(1) 結婚の希望の実現を支援する	7
(2) 子供を持ちたい希望を妊娠前から切れ目なく応援する	7
IV. 今後に向けて	8

## 少子化克服戦略会議

### 提言

「少子化—静かなる有事—へのさらなる挑戦」

平成30年6月4日



情報の入手が必ずしも容易ではないため、利用者目線に立ち、支援を求めている側と支援を提供する側を「つなぐ」取組を強化していく必要がある。特に一時預かりについては、急用が発生した際のセーフティネットから息抜きを目的とするものまで、幅広くニーズがあると見込まれ、充実が望まれる。

さらに、シニア層が若い世代に支えられるだけでなく、子育て世代の支え手になるという発想の転換が必要であり、活力・意欲のあるシニア層などの参画を促し、子育て支援の幅を広げていく取組は地域社会の活力維持という観点からも重要である。

家事の外部・省力化についても、身体的負担の軽減やそれに伴う育児時間の確保を可能にすることにつながるため、積極的に活用できる環境づくりが必要である。

#### <具体的に考えられる施策の例>

- ◆ 男性が育児をしやすくするための法制的な改善策として、育児休業の分割など、彈力的な育児休業制度について、平成29年施行の改正育児介護休業法の施行状況等にも留意しながら、中長期的な視点に立って検討する。そのため、本年度中に施行状況の調査を開始する。調査結果の分析をした上で、育児休業制度に限らず男性が育児参加できるような方策について検討を開始する。
- ◆ 男性が育児参加する両親教室を促進する。（例：参加しやすい日時設定、子の誕生をイメージできるプログラムの構成等）
- ◆ 一時預かり事業の運営状況等の実態を把握し、様々な状況にある家庭の負担軽減に一層つながるようそのが実を進めます。
- ◆ ベビーシッター利用料などの子育て費用に対する支援の在り方にについて、幼児教育無償化の議論の結論を踏まえ、税制上の優遇措置の創設の必要性につき、整理・検討を進めます。
- ◆ 緊忙期の産業や活動など、子育て中の家庭の多様な働き方を支援するため、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業について、その利便性の向上策について検討する。
- ◆ シニア層の活躍の場の一つとして、地域の子育て支援活動（タマゴ（他孫）育て）に参画するためのネットワーク機能づくりを促進する。
- ◆ シニア層を始めとする地域の人材や一時預かりサービスを、手を借りたい子育て世帯のニーズとITを活用してつなぐ仕組みを構築・強化する。（子の預かり、送迎や、買物・食事作り等の家事代行、子の通院時に兄弟姉妹を見守るなど急な要請にも機動的に対応）
- ◆ 利用者のニーズを踏まえた地域の子育て支援サービスの情報をインターネット上で一元的に「見える化」する取組を促進する。
- ◆ 企業等の開発する、家事・育児の負担を軽減する新たな商品やサービスを、周知・顕彰する取組を支援し、普及・開発を促進する。

#### (2) 子育てに伴う様々な行事や活動の在り方の工夫

子育てに伴う「学校・園」関連の行事や活動は、その多くが親にとって子供の成長に関わる有意義な機会である一方、運営方法によっては、大きな負担となり、行事などとの両立の大きな阻害要因となり得る。特に、任意の活動である場合は、参加が事実上強制されることのないよう、その趣旨を踏まえた運営が徹底される必要がある。また、子育てに伴う行政的な諸手続についてもオンライン化を推進するべきである。

#### <具体的に考えられる施策の例>

- ◆ 「学校・園」関連の行事や活動の運営について、多様な世帯に配慮した在り方を検討する。
  - ◆ 市町村における子育てに関する行政手続（出生届、児童手当の手続等）のオンライン化を推進する。
- ◆ 子育てど仕事を両立の希望をかなえる職場環境づくり
- ◆ 女性の就業率が上昇する中で、多くの女性が直面しているのが子育てと仕事の両立の問題である。男性も女性も子育てをしながら社会で活躍することが当たり前に可能である。子育てはキャリアを阻害しない、と皆が思える社会を実現しなければならない。子育て中の従業員世帯への支援を始め、個々の企業が果たす役割も大きく、積極的な取組が期待される。また、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方の選択肢を増やすことや、中小企業の実情にも配慮した取組が必要である。

等



#### 4. 結婚、妊娠、出産段階から切れ目なく支援する

子育て支援の充実を通じて、「子育て」に対して抱く不安感が軽減され、明るい展望が持てるようになれば、将来的な出生率の上昇にもつながることが期待できる。他方で、人生の選択肢が多様化し、結婚化・晚産化が進展していることを踏まえると、結婚、妊娠、出産の全ての段階において切れ目のない支援を展開する必要がある。

##### (1) 結婚の希望実現を支援する

結婚支援に当たっては、その希望を持つている人を対象とするものであり、価値の押し付けにならないよう最大限留意しながら、若者の都市部への流出に悩む地方政府を始めとする各地域において、自治体の枠組みを超えた広域的な取組も含め、「出会いの場」の提供支援を展開していく必要がある。その際、コミュニケーションに不安を持つたり、自分が傷つくことに対するサポートを行う必要がある。

また、人生の選択肢が多様化する中で、結婚、妊娠、出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望どおり描けるよう、あらかじめ知っておくべき知識や情報等を、様々な教育段階で学ぶ機会を提供していくことも重要である。

##### <具体的に考えられる施策の例>

- ◆ 子育て支援に当たっては、その前段階である妊娠、出産期における経済面、公的助成の利用に係る手続面を含めた様々な負担を軽減していくことが重要であるとの認識を失はずし、取組を進める。
- ◆ 全ての妊娠婦世帯を対象とし、妊娠期から関係機関の連携の下に様々な相談に応じる「妊娠婦世帯への伴走型支援」を展開する。
- ◆ 市町村・民間団体による情報提供（妊娠健診や不妊治療の公費助成を始めとする地域IoT事業推進ロードマップ等）

##### (2) 子供を持ちたい希望を妊娠前から切れ目なく支援する

出産に関する希望がかない、誰もが安心して妊娠期間を過ごし、出産できるよう、子供を持つことを希望する人を適切に支援する。支援に当たっては、地域の特徴に応じた住民満足度の高い寄り添い型支援につなげることが重要である。

第1子の平均出産年齢が上昇する中で、年齢や健康問題を理由に理想の子供の数を実現できない人も多いことを踏まえ、妊娠前から切れ目なく支援する。また、理想の子供の数を実現するためには、子供の数に伴って増加する経済的負担の問題に対応していく必要がある。特に、初婚年齢の上昇に伴い、出産間隔が短縮化する傾向にある中、多子世帯において経済的負担が一時的に集中的に発生する可能性が高い。このため、これまでの各種取組に加え、今後、多子世帯へのより手厚い支援の在り方にについて検討を行るべきである。

##### <具体的に考えられる施策の例>

- ◆ IoTなどを活用したきめ細やかな「出会い系」の提供支援を展開するとともに、広域化に向けた取組を強化する。
  - ◆ 結婚、妊娠、出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望どおり描くためのキャリア教育、ライフプランニング教育の一層の充実を図る。
- IV. 今後に向けて
- 少子化の克服には意の長い取組が必要である。出生率の回復を遂げた一部の欧州諸国では、数十年にわたる継続的な取組の中で、財源を確保するとともに制度の整備を図りながら社会的な受容力を引き出してきたことが実を結んでいると考えられる。
- 我が国の家族関係社会支出の対GDP比は1.31%であり、国民負担率などの遅いところは、ヨーロッパ諸国と比べて低水準となっている<sup>1</sup>。今後、全世代型社会保障への改革が進む中で、より一層の少子化対策を行う上で必要な財源を確保することについて国民的な議論が深まり、更なる検討がなされることが必要である。
- もとより、国民皆が希望を持つる豊かな社会を築くことが少子化対策の基本である。こうした少子化対策は成果が現れるまでに年月を要し、世代を超えて取り組むべき課題である。現世代による真摯な議論・取組が、次世代にもしっかりと引き継がれて前に進んでいくよう、政府一体となって継続的に議論が行われることが重要である。
- 本提言の内容は、制度改正を伴う多方面からの中長期的検討が必要なものから、現在の施策の延長線上にあるものまで多岐にわたるものであり、できることから直

<sup>1</sup> 地域IoT実装推進ロードマップ（平成30年4月25日改定）

<sup>2</sup> 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」（2015年度）

ちに着手することが肝要である。そして、国民一人一人が、子供や子育て世帯をやさしいまなざしで包み込み、その温かみを皆が実感できる社会をつくっていくことが次世代への責任と感じるよう、少子化の克服に向けた国民の意識喚起を図り、更なる少子化対策の強化に向けた継続的な取組の展開を期待する。

「少子化克服戦略会議」名簿

<構成員>

五十嵐 智霧子	(一社) 北海道総合研究調査会理事長
池田 幸護	(公社) 日本青年会議所（JJC）会頭
今村 健夫	東京急行電鉄（株）代表取締役副社長執行役員
大村 浩次	APAMAN（株）代表取締役社長
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長
尾崎 正直	高知県知事（全国知事会）
河合 雅司	産経新聞論説委員
清原 麟子	三鷹市長（全国市長会）
新谷 英子	カルビー（株）人事総務本部ヘルスケア委員会委員長
(座長) 松田 茂樹	中京大学現代社会学部教授
松田 美幸	福津市副市長（前・福岡県男女共同参画センター「あすばる」センター長）
明円 直志	明円工業（株）代表取締役社長

【五十音順、敬称略、役職は平成30年6月4日現在】

# 新・放課後子ども総合プラン（2018（平成30）年9月14日公表）

## 背景・課題

○現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後児童供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに、待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。

○小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を行つている例も見られる。

○そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するどもに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行つことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

## 「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

■放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）

■全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。

■両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。

■子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

# 放課後児童クラブの受け皿整備（「新・放課後子ども総合プラン」）

「新・放課後子ども総合プラン」において示す目標（抜粋）  
放課後児童クラブの量的拡充を図り、2021年度末までに約25万人分を整備し、5年間で約30万人分の受け皿を整備する。  
の上昇を踏まえ2023年度末までにさらに約5万人分の受け皿を整備する。  
122万人⇒152万人

